

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

宮崎正吉

一 總 說

I はしがき

封建制度が商業資本によつて崩壊される事實即武士階級がその蔑視する商人階級に實權を掌握される現象は經濟史の公理とも言ふべきである。この社會的變化を育成した江戸時代商企業の解明こそ近世經濟史分析の基礎であらう。然るに商業史に於ては他の經濟史部門に比してその資料の發見するべき地域が狭く且都市經濟の特徴たる榮枯盛衰及火災其他の惡條件が附伴し滅失、毀損、散逸の嘆は一通りではない。其上日常行事及その術語等を解説せるものは稀で、且亦商業技術に關する分野は所謂時代意識たる祕密主義に影響されて仲々明確に把握し難いのである。更に殘念な事は我々が貴重と推定する古帳簿は過去の商事現象を追憶させると云ふ當事者の主觀的效果のみしか考へられず、従つて數年後に於ては貨幣價値を有せざる反古紙と同一に解釋され處分されてしまひ、之に反し我々にとつて價値の

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

24
少ない借金證文の類は嘗て貨幣價值を有せる事に基き貴重なるものとして保存されて居る事は脾肉の嘆にたえぬところである。

扱東京商科大學附屬圖書館には彼の有名な「札差事略」の外に「大傳馬町長谷川木綿店古帳」と題する三十五冊の古帳簿が所藏されて居る。而してこの古帳は江戸大傳馬町組太物問屋資料であり、この太物問屋こそは江戸時代商業の中核を構成する規範的存在²⁾とも思惟せられて居る關係上我田引水ではあるが比較的高い價值を有するのではないかと考へて居る。

(1) 資料の保存宜敷を得て居る伊勢の某舊家に於ても今日の貸借對照表とも云ふべき書類(目錄帳)を裏張用紙にしてしまつたのが數多あるそうである。

(2) 宮本文次教授著『近世商人意識の研究』二二—二六頁に於て近世商人の典型として問屋を掲げ更に大傳馬町太物問屋を目してその優なる事を示唆して居られる。

かく既述の立場から同學諸兄の御參考にもと思ひ敢て資料紹介の拙文を綴る所以である。

Ⅱ 構成及來歴

この所藏資料は大傳馬町組太物問屋(仲間)の書類とその一構成員たる長谷川木綿店の帳簿及仲間の有志が作つた講中の記録とからなり、仲間の書類は寛文年間より天保十三年迄の廿五冊、長谷川店のは明和五年より慶應二年迄の七冊で講中記録は元祿十一、寛保三及明和二年の三冊よりなつてゐる。

この資料は大正十一年八月小池國三氏が商大圖書館へ寄贈された形式になつて居るが、實際は小池氏の寄附金によ

つて當時某書店が持つて居た本資料を圖書館が購入し一部分を製本し直したのである。是を購入するに至つたのは三浦新七先生が江戸時代商業が如何なる程度の資本で經營され、どの位の利益をあげたのかが明らかになる様な商企業經營史の資料を蒐集されんとした御蔭だ相である。次に此資料が古本商の手に入つた経路は長谷川商店で大掃除に際して古帳面を整理し古紙屋に賣却したのが古本屋に廻つたのだと云ふ話である。³⁾然らば何故仲間の帳簿が構成員たる長谷川に保存されて居たかゞ分らなくなるが、恐らく是は天保十三年株仲間廢止直前即本仲間資料に記載された仲間の最後の行司が長谷川次郎吉⁴⁾及大和屋九郎左衛門となつて居るから、その關係で仲間の帳簿の若干は長谷川次郎吉方に其まゝ保管され、更に本家分家の廢合に伴ひ現今の長谷川商店に移されたのであらう。今一人の行司大和屋の諸帳簿類を繼承保管して居る伊勢の某家に於ても、本資料と同様な仲間の帳簿を若干所藏されて居る處から考へて前記の推定は確かであらうと思ふ。

(3) 東京商科大學圖書館鈴木善吉氏談。

(4) 指引帳天保十三年記事。

(5) 長谷川次郎吉は現在の長谷川商店の分家。

Ⅲ 大傳馬町組太物問屋

本資料の主題たる大傳馬町組太物問屋⁶⁾とは江戸大傳馬町壹丁目に居住した木綿問屋及其の株仲間を言ふ。現今では東京市日本橋區本町二丁目及三丁目に相當する。江戸時代に於てこの大傳馬町一丁目は殆んど木綿問屋だけから構成されて居た。同業者が密集して職業團體と地域團體の兩性質を兼備した一例である。従て仲間を自稱する場合には常

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

に「町内」と云ふ語を使用して居る。この大傳馬町木綿店の濫觴は慶長十一年江戸城擴張の爲、當時龍の口（現今の和田倉門附近）に居住した木綿商人が此處に移り住んだ事による。然し江戸時代の所謂株仲間として問屋業を盛大に營んだのはこの草創商人ではなくして、寛永年間以後に大傳馬町へ出店して來た伊勢商人であつた。

此仲間の組織は寛文年間より確立され始め貞享年間に至つて完成した様である。即古帳の最も古い記録は寛文年間と推定され升屋記録には「延寶七年町内買引始る」とあり、「町内記録」によれば貞享三年從來の中買が問屋に編成替され、亦同年に始めて仲間の名前が古帳に記載されて居る事により推察される。仲間の人員は貞享三年五十九人、享保十七年五十人⁽¹⁰⁾、元文四年四十九人⁽¹⁰⁾、天保二年二十一人⁽¹⁰⁾である。

大傳馬町組は白子組と共に木綿の獨占仕入を行ひ、東日本に強力な營業權を保持して居つた。白子組との關聯は明確ではないが、大傳馬町側の資料によれば享保年間頃迄は大傳馬町組のみが殆んど獨占營業を行つて居た様である⁽¹¹⁾。木綿が萬人の生活必需品であるからその消費量も莫大であり、従つて獨占權益を有したその問屋業も盛大であつた事は想像するに難くない。其を證明する例としては文化六年納付した冥加金である⁽¹²⁾。即木綿問屋と練綿問屋のみは最高額の金千兩宛で他の商品は何れも其以下である。亦他の問屋と比較すると、次表の如き數値が得られる⁽¹³⁾。

年	冥加上納問屋	冥加金額	組數	軒數	平均負擔額		備考
					一組當	一軒當	
文化六年	江戸木綿問屋	一〇〇〇兩	二	四四	五〇〇	一一・四兩	合木綿問屋
〃	十組諸問屋	七一五〇〃	四六	一一三二	一五五	六・三	
〃	〃	一〇二〇〇〃	六八	一九九五	一五〇	五・一	

仲間としては他に比して三倍、業者に就て見れば他に比し二倍の負擔をして居ることがわかる。

之によれば木綿問屋は通常の問屋に比し二乃至三倍の經營規模と収益力を有したと推定されるであらう。且亦大傳馬町組に加入するには金千五百兩⁽¹⁴⁾乃至三千兩⁽¹⁵⁾相當の擔保を必要とした事實、そしてこの營業權が通稱千兩株⁽¹⁶⁾と言はれた程、高く評價されて居つた事實も有力な證明とならう。

次に帳簿の殘存して居る長谷川木綿店は伊勢松阪の出店で、一時は大傳馬町組に於て丹波屋次郎兵衛、戎屋六郎次、龜屋武右衛門、長谷川屋次郎吉及長谷川屋源右衛門の五軒を一門で占めて居た有力な問屋であつた。現在は一軒の會社組織となり、綿糸、綿織物、硝子等の問屋業を同所で營んで居る。圖書館所藏の帳簿類の多くは此の中の龜屋に關する物である。

- (6) 太物とは太糸の織物即木綿及麻織物を云ふ、吳服に相對する語なり(『日本經濟史辭典』)。
- (7)(8) 紺野浦二著『大傳馬町』一七頁。
- (9) 仲間取引に對する賦課金を買引金と云ふ。(註17參照)
- (10) 指引帳より算出。
- (11) 紺野浦二、仕入帳九〇頁寶永、寶曆年中木綿問屋株式御調書。
- (12) 『日本財政經濟史料』第一卷九五—九七頁。
- (13) 同書第三卷四三四五頁より算出。
- (14) 文化二年七月六軒加入の際の實例(古帳一〇)。
- (15) 嘉永四年御書上、仕入帳一〇六頁。

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

(16) 改造文庫版横井時冬『日本商業史』一六九頁。

二 大傳馬町組太物問屋仲間帳簿

この帳簿は次表の如くである。

A 大傳馬町組太物問屋(仲間)帳簿

整理 番號	名 稱	冊數番號	期 間		状 況	冊 數	年 代
			自	至			
一	指 引 帳	第一册	寛文年間	元祿十五年	二 訴 狀 控	第十二册	天保十一年 天保十三年
〃	〃	第二册	文祿十五年	寶永八年	〃	〃	享保五年 安永三年
〃	〃	第三册	寶永八年	享保十七年	三 從古來町内惣有物帳	〃	寶 曆 七 年
〃	〃	第四册	享保十七年	元文元年	四 町金指引帳	第一册	元文五年 寛政四年
〃	〃	第五册	元文元年	元文四年	〃	第二册	寛政五年 文化十年
〃	〃	第六册	元文四年	寶曆三年	五 買引集目錄	第一册	寶曆三年 寶曆十四年
〃	〃	第七册	安永六年	文化二年	〃	第二册	天明元年 享和元年
〃	〃	第八册	文化二年	文政五年	六 買引積立一件	〃	安永二年 文化七年
〃	〃	第九册	文政五年	天保四年	七 會所差引帳	〃	文化四年 文化八年
〃	〃	第十册	天保四年	天保五年	八 別振勘定帳	〃	天保四年 天保九年
〃	〃	第十一册	天保五年	天保十年	九 菱垣廻船一件	第一册	天保四年 天保六年
〃	〃	〃	〃	〃	十 繰綿問屋一件	〃	文 化 二 年
〃	〃	〃	〃	〃	十一 金銀出入帳	第二册	文化十二年 文政八年

B 長谷川店帳簿

十二	掟法記	明和五年	天明元年	十五	田地質入證	天保五年
十三	目録帳	第一册 安永八年	寛政三年	十六	書狀寫(本狀控)	慶應二年
	〃	第二册 天保四年	天保十二年	C	講に關する帳簿	
十四	大福帳	第一册 文政五年	年	十七	大 同 講	元祿十一年
〃		第二册 安政五年	年	十八	御神樂執行定目帳	寛保三年
				十九	御神樂執行定帳	明和二年

1、指引帳 (大サ三三〇耗×二三五耗)

株仲間に於る大帳と稱するものを大傳馬町では指引帳と唱へる。仲間に發生した重要事項を曆日順に記載したものである。若干の例から推して帳簿を新しくする毎に規約、慶弔の慣例、協定、下請賃金及仲間構成員名等を冒頭に掲げた様である。

定期に記されるのは

行司(行事又は行持とも書き一定しない)氏名

發生の都度記されるものは

A、對内事項

一、構成員の變動

イ、新規加入

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

ク、休株

ハ、脱退

ニ、株の譲渡、名儀變更等

ホ、負債整理（濟口）

二、規約

イ、改廢、制定

ロ、遵守、勵行の申合（例、規格不合格品の取扱、販賣價格協定、販賣先協定の遵守等）

三、集會

B、對外事項

一、公儀關係

イ、願書及届書

ロ、申達

二、他組合關係

イ、十組問屋

ロ、三橋會所

ハ、白子組

三、業務關係

イ、賣場問屋

ロ、仕入先、産地への苦情、買次問屋事項（例、公認、手數料等）

ハ、運送店（運送方法、運賃等）

ニ、下請（加工）例、青屋及紺屋の染賃

ホ、爲替

取扱店公認

爲替取扱規定

爲替料金

へ、飛脚

取扱店公認

飛脚料金

ト、難船

四、祝儀關係

イ、慶弔金（名主其他への分）

ロ、社寺寄附

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

ハ、新造船

五、其他

イ、髮結及風呂屋の料金

ロ、雜

寛文より天保に至る約百七十年間(途中二十四年間缺)の記録は江戸時代商業及商業團體の一面を物語るものが少くないと思はれる。此處に看取出來る若干の現象を掲げると、

一、貨幣改鑄及其他の場合の下請加工代等の價格變動

(貨幣價值と物價の相關現象)

二、支拂不能者處分(和議決済及破産處置)の推移(前期に著し)

(商企業に於る大資本制壓現象)

三、運送船舶難破の著大(後期に著し)

(江戸問屋企業の危険性)

四、規約勵行殊に販賣に關する事項の頻出

(景氣變動の裏面現象)

五、對菱垣船仲間、十組、公儀への交渉経緯

(經濟團體權活用及獨占利潤權擁護現象)

六、破産者救助、運輸業者、産地問屋への援助（協同體的理念及温情主義的企業經營）
等である。

2、訴狀控（三三〇×三三五）

享保七年に公儀へ差出した書類の控がなく缺陷を痛感して作成したもので、明瞭な分は遡つて記録してあり、内容は總て公儀への不定期提出書類の控である。

主なものには延享四年四月及明和七年二月の尺巾検査所設置反對、安永三年十月の大坂爲替取扱人特定反對、寶曆六年四月の木綿尺巾慣例答申等がある。内容全文を通じての價値は少であつても、その内容の一部に意義の深い數値や事項が看取される事は少くなす。

3、從古來町内惣有物帳（四七二×一六二）

題名の如くであるが、有物は單に什器備品のみでなく諸帳簿、古記録類を含んで居る。各種帳簿の存在した事實が分明となるだけ、今に残されて居ないのが餘計口惜しく思はれる。是で興味ある事は諸帳簿類は作成順に一貫番號を附し、長期の保管を必要としない様な記録及帳簿類は無番として整理して居る事である。或程度の事務管理的意圖が看取される。

4、町金指引帳（四七一×一六〇）

仲間の收支決算書である。毎年二月及八月の二回に決算が行はれて居る。細かい内譯は分らないけれども、收支の外郭が明かとなる。支出では仲間としての運送業者等への貸付が著しく目立つ。運送業者の隸屬關係を示す一證左で

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

もあらう。

5、買引集目録 (三三〇×二三五)

買引金と稱する一種の賦課金徴收の帳簿である。この合計額は前記町金指引帳の収入に掲げられた買引金と一致する。仲間構成員の營業狀況を判断するよき資料と思はれる。

6、買引積立一件 (三三〇×二三五)

買引金は通常仲間取引に於る支拂不能の補償、仲間費用、其他諸貸付に使用し、残額は仲間構成員に割戻しをした。然るに安永二年に色々な理由から一部を割いて積立て千兩の積立金とした。その積立及積立後の使途、割符を記したものである。

7、會所差引帳 (四七二×一六一)

白子組と共同設置した木綿會所の費用を記した帳簿である。毎月又は隔月に集計する。この内容に「金銀差引覺」と云ふ口座があり、之は六ヶ月毎に算出した會所への出捐金が記されて居る。

8、別振勘定帳 (三三〇×二三五)

海上運送に於て一部の荷物の蒙つた損害(例捨荷)は通常積載貨物が均分負擔した(之を惣振勘定と云ふ)。然るに大傳馬町組は木綿の損害は他商品に負擔させず、逆に同一船積載の他商品の損害額を負擔しないと云ふ木綿のみの單獨的特別扱を主張し、且之が是認されて居た(かゝる恣意的要求を通し得る力があつた譯である)。この海損計算を別振勘定⁽¹⁸⁾と稱する。この計算を記載した帳簿が別振勘定帳で、之によると當時の海上運送が如何に危険であつたか

と云ふ事、換言すれば當時の間屋業の危険性の大きな事が推察され得る。

9、菱垣廻船一件 (三三〇×三三五)

天保四年十一月菱垣廻船一方積⁽¹⁹⁾の命令が幕府より發せられ、其に關係した事項に付受命者たる十組の一員としての木綿問屋の記録である。内容は同命令に對する請書及翌年五月に制定された十八ヶ條の菱垣積規定並びに翌々六年鐵店組今津屋の難船勘定に於る規定違反に關する訴訟一件の三つである。この菱垣積規定には樽廻船へ積込む例外品、海難損害の處理、送狀の表記價格不正の禁、廻船行事の件等が定められて居る。

10、繰綿問屋一件 (三三〇×三三五)

大傳馬町組は木綿の外に繰綿問屋をも兼營して居た(仲間の内には眞綿を始め他の商品を副業に取扱つた店が少くない)。この二冊は文化二年繰綿問屋仲間の無統制に鑑みその再編成を行つた顛末及其際の取引規定並びに繰綿仲間の連判が記載されて居る。之には二冊あるが筆蹟も同一、内容も大同小異で仲間の名簿及店印も兩冊に記されて居る。唯移動を示す書き入れが一は天保四年、他は天保八年迄のが載つて居る點が異なるだけである。

11、金銀出入帳 (二三四×一六二)

繰綿問屋會所の收支決算帳である。

(17) 買引金とは正確には判明しないが色々な場合から判斷して仲間取引(賣庭所と稱する問屋にて開催される)に對して賦課されたもので率は通常一%である。今日の組合或は統制會賦課金の如きものと思はれる。

(18) 伊勢、川喜田氏藏寫本「十組懸合」中に詳細の説明がある。

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

(19) 横井時冬著、『日本商業史』一三六頁參照。

三 長谷川店帳簿

1、掟法記 (三三四×三三六)

長谷川店に於て店員の遵守事項に關するものが集録されて居る。

A、店則 明和五年七月、序文外六十六ヶ條。内容は公儀に對する遵守の公式的規定を始とし、忠孝、節儉、信仰の一般的修養事項及外出、休日、衣類等の服務規定、火事及地震の際の非常時心得及對策、營業上の注意、方法並びに現金取扱手續等可成整備された店則である。⁽²⁰⁾之は主人が伊勢に住ひ、江戸店は店員のみで經營して居る關係上綿密な注意が拂はれた結果によるのであらう。此傾向は單にこの店則のみならず掟法記全般を通じて看取されるものである。

B、手代佐兵衛勘當(解雇)一件 安永二年三月佐兵衛と云ふ手代が嚴禁の延商内(先物取引を云ふ)を行ひ店の金を横領した(約千五百餘兩)廉により勘當處分に附した顛末の一件が記されて居る。

C、店則 安永二年四月 十ヶ條。

佐兵衛一件に懲りてか業務上の規則を明細に規定し、この實施により不心得者の發生を不可能ならしめる様になつたものである。即延賣買、木綿練綿以外の商品容喙の禁、營業上及營業外貸借の制限、財産目錄作成方式の變更が記載されて居る。面白い事にはこの伊勢の主人より出された店則に對し請書として江戸店支配人が各個條に

付申開、或は施行細則、手續或は亦嚴重勸行等の答辯旁の誓約書がついて居る事である。

D、繰綿商内覺 安永七年九月 三ヶ條。

繰綿商賣に於て他店と異り相變らず堅實營業を實施して居ると云ふ伊勢御主人への返答書である。

E、買次問屋指定の件 安永八年十月。

伊勢御主人より木綿買次問屋一軒指定取引店に可致哉の書に對する返書である。

F、店員服務規定 天明元年七月 十ヶ條。

入湯、外出、公休等店員の服務規定を明和の店則より更に詳細に定めたものである。

2、目録帳 (二三四×一六二)

今日の貸借對照表に類似の分と共に附隨すべき損益計算書に類似の分と二つ宛記載されて居る。殊に後者は符牒を以て記されて居るのは興味がある。此の帳簿が複式簿記的色彩に富んで居る事は注目に値ひする事と思ふ。

3、大福帳 (二三四×一六二)

之は裏表紙に萬本帳と記され、内容は今日の總勘定元帳類似のものである。帳合の檢閲が行はれたらしく圖と云ふ捺印が見られる。目録帳と共に二月と八月の二回に決算が行はれて居る。この兩帳に就ては雜誌會計四十一卷第五號及第六號(昭和十一年十一月及十二月)に大谷壽太郎氏の紹介論文があるので精しい説明を省略する。

4、田地質入證 (三三〇×二三五)

武州大枝村傳七と云ふ人が長谷川次郎吉に宛てた田地の質入證文である。即金二百十兩の借金に田畑二丁八畝十二

江戸大傳馬町太物問屋資料に就て

歩を擔保に供したことが記されて居る。

5、本狀控（書狀寫）（四六二×一六一）

此は古帳面の裏に書かれ年號が記されて居らぬ。「公方様蒸氣船にて去る廿六日御歸城」（九月一日付）及「上様御出棺昨廿三日云々」（九月二十四日付）の記事より慶應二年なる事を推定した。記載内容は商況、店內狀況、許可申請、貸金回收、地代家賃の收納狀況等の私的事項から御觸、張紙値段等の公的事項迄含まれて居る。發信は原則として毎月一、四、八の日に行つた様である。

(20) 宮本教授著『近世商人意識の研究』に掲載された諸店則中の精細なものに比しても殆んど遜色がないと思はれる。

四 講に關する帳簿

1、大同講（三三〇×二三五）

元祿十一年仲間有志九人を以て組織した頼母子に關する記録と思はれる。

2、御神樂執行定目帳（三三四×二三六）

3、御神樂執行定帳（ ）

共に大傳馬町組が施行する御神樂の規模、所要物品、費用等を記したものである。どこの祭の時に行ふのか分らないが同町内に寶田神社があるから其の祭の時にでも行ふのかと思はれる。仲間が御神樂を主催すると云ふ様な事は職業團體と云ふより地域團體的色彩を表現するものではないだらうか。

むすび

以上で解説を終へるが、頼るべき文獻の少い爲、且淺學の爲獨斷的推定を行つて居りはせぬかと憂慮して居る。

終りに資料解讀に御指導を賜つた幸田成友博士に衷心より御禮を申上度いと思ふ。猶様々な御助言を戴いた増田四郎教授、資料閱覽に御便宜を與へられた東京商大圖書館鈴木善吉氏並びに御便宜を賜つた川喜田氏及千歳文庫藤田氏に感謝の意を表して筆を擱く次第である。